



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規**則**

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第67号を第74号とし、第66号を第73号とし、同表第65号中「結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金」を「結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進事業交付金」に改め、同号を同表第68号とし、同号の次に次の4号を加える。

69 結集！しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金

70 社会教育主事講習派遣教員活動交付金

71 ふるさと教育推進事業交付金

72 地域と中学校の文化部活動支援事業交付金

別表中第64号を第67号とし、第30号から第63号までを3号ずつ繰り下げ、同表第29号中「原子力発電広報・安全等対策交付金」を「広報・調査等交付金」に改め、同号を同表第32号とし、同表中第28号を第31号とし、第27号を第30号とし、第26号を第29号とし、第25号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

28 島根県障がい児施設措置費（給付費等）負担金

別表中第24号を第26号とし、第13号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、同表第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 地域包括ケア推進事業交付金

別表中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 過疎（中山間）地域自立促進特別事業推進交付金

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第29号及び第65号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第7号、第28号、第69号、第70号及び第71号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。